2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市中津川字下岩舟一一八から一二一まで、字下モ山ウツ一二二、字下モ山一二三から一二七まで、一三〇、字五平岩一三二、字平左エ門久保一三一、字ナキカシラ一三三、字栃平一三四、字ウシロ山四一一の一、四一一の二、字後山五六二の一（次の図に示す部分に限る。）、五六三、字山鳥四一二の一から四一二の三まで、四一三、四一四、字赤岩四一九、四二〇の三、四二二の一、四二三、五五六の一、五五六の四から五五六の六まで、五五六の一二、字カリカケ沢四二五、字狩掛ケ沢五五七、五五八の一から五五八の四まで、字六助沢四二六から四二八まで、五六〇の一、五六〇の三から五六〇の六まで、字赤岩日影五二二の一、五二二の五、五二二の六、五二三の八、五五四・五五五の一・五五五の二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、字高岩五五三、字ヒラ平五五九（次の図に示す部分に限る。）、字清水久保四一五、字向山二二の一、二六、二七の一、二八の一、三〇の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇二の八、一〇三の一、一〇三の二、一〇五の一、一〇五の六、一〇六の一、一〇六の九、五四三の一・五四三の九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字相山上ミ一〇九の一、一〇九の四、一〇九の八、字ヤジガトヤ一一〇、一一一、字持桶一一六の一、一一六の三、一一七、字相原沢一〇七、一〇八、字相原山五四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、五四一の一、字三右衛門五二一の一、字ヒカメ石一三七、字宮平一四八から一五六まで、一六六、一六七、一六九の一、字イエノ向二六七から二七〇まで、字西ノ向四三三から四三八まで、字大明神シモ四三九、字シヤクシウチバ四四〇、字小若沢五三六、字滑沢五三七、字家向五三八、字大宮沢五三九、字深沢三、四、五の一、五の二、六、五四四、字ヤスバ七から九まで、字ヲロ沢一〇から一六まで、五四五、字下モ川原一七、字宮ノ向二五、五四六、字井戸沢六〇から六五まで、六六（次の図に示す部分に限る。）、五四七の一、五四七の二、字トシノ平四七三、四七二の三、四七五の三、字横箱一一二から一一五まで、五四八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　(一)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県小松市大杉町れ一の乙一、一の乙二、一の乙五、一の乙一三から一の乙一六まで、四の一から四の四まで、四の七、四の八、四の一〇、四の一一、四の甲、四の乙二、一二、一六から一八まで、一九の甲、二〇、二一、二二の甲、二三、二四、二五の甲、二六の甲、二七の甲、二九、三一、三二、三六、三七の甲、三八の一、三八の二、三九の甲、四〇、四一の甲、四二、四四の甲、四五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県小松市大杉町た二の甲、三から七まで、一〇、一一、一四、二〇、れ五、六、八、九、一〇の甲、一一、三三の甲、三四の一、三四の二、三五、五二、五三、五四の甲、五六の二、五七から五九まで、六一から六三まで、六四の甲、六五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県小松市大杉町そ一〇、一二、一四、一六、一七、一八の甲、二〇、二一の甲

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市女原タ一、二、釜谷レ五の一、五の四、五の五、ソ三六の一、三六の二、ツ九の一から九の六まで、桑島二号二五の甲二、二六の二、八号七五の一、七五の三から七五の五まで、白峰十四号二〇の二、二四の二、二六の一、二十八号一三一、一三二、下田原ツ一の一、九の一、深瀬九一の四、九一の一〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市桑島一号一の甲二、一の四から一の六まで、一の八、六の二、八の甲三、一三の三、一三の乙、一七の二、二号一八の一、二六の一、二六の甲三の一、三三、四一、十号六の二七、六の五二、七の一〇、七の一八、七の一九、白峰二十七号八二、八三、瀬戸タ一の一、八の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。